

健全化判断比率等の算定方法 (令和7年度決算)

■ 健全化判断比率

$$\text{① 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0 千円)}}{\text{標準財政規模 (14,318,784 千円)}}$$

[趣旨] 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- 一般会計等の実質赤字額 = 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計（土地取得事業）における実質赤字額
- 実質赤字の額 = 繰上充用額 + （支払繰延額 + 事業繰越額）
- 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

$$\text{② 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (0 千円)}}{\text{標準財政規模 (14,318,784 千円)}}$$

[趣旨] 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

- 連結実質赤字額 = 次の①及び②の合計額が③及び④の合計額を超える場合の当該超える額
 - 一般会計等及び公営企業（水道事業、下水道事業）以外の特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業）のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

		(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)
	2,911,744 千円	1,242,003 千円
③ 実質公債費比率	=	
	— (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
	149,633 千円	2,642,263 千円
	標準財政規模 — (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
【3カ年平均 12.5%】	14,318,784 千円	2,642,263 千円
	※単年度比率、(7) 11.7%、(6) 13.0%、(5) 12.8%	

〔趣旨〕 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

1 準元利償還金 : ①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

	将来負担額	－	(充当可能基金
	35,995,597 千円		5,290,130 千円
	＋充当可能特定歳入	＋	基準財政需要額算入見込額)
④ 将来負担比率＝	539,020 千円		24,913,146 千円
	標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）		
	14,318,784 千円		2,642,263 千円

〔趣旨〕 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

1 将来負担額 : ①から⑩までの合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑧ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑨ 連結実質赤字額
- ⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

2 充当可能財源等 : ①から③までの合計額

- ① 地方債の償還額等に充当可能な基金
- ② 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ③ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

■ 資金不足比率

〔趣旨〕 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

【水道事業会計】

⑤ 資金不足比率＝	資金の不足額	(0 千円)
(法適用企業)	事業の規模	(693, 915 千円)

【下水道事業会計】

⑤ 資金不足比率＝	資金の不足額	(0 千円)
(法適用企業)	事業の規模	(581, 000 千円)

- 1 資金の不足額 = [流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産]
－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額 : 事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、
資金の不足額から控除する一定の額

- 2 事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額